

○横瀬町スポーツ賞表彰に関する要綱

平成21年 3 月24日

教委告示第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が、横瀬町スポーツ振興条例(昭和50年条例第16号)第8条に基づき、スポーツで優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者(団体を含む。)を顕彰(以下「スポーツ賞」という。)することについて、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ賞)

第2条 スポーツ賞は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ優秀選手賞
- (3) スポーツ団体功労賞

(選考委員会)

第3条 スポーツ賞の選考等は、次の者(以下「委員」という。)をもって組織した委員会(以下「選考委員会」という。)において行うものとする。

- (1) 町長
- (2) 町議会議長
- (3) 総務文教厚生委員長
- (4) 副町長
- (5) 教育長
- (6) 教育次長
- (7) 横瀬小学校長
- (8) 横瀬中学校長
- (9) 横瀬町スポーツ推進委員長
- (10) 横瀬町スポーツ協会長
- (11) 横瀬町スポーツ少年団本部長

2 委員は、無報酬とする。

3 選考委員会の会議は、町長が招集し、その議長となる。

(スポーツ功労者)

第4条 スポーツ功労賞の候補者は、多年にわたり横瀬町のスポーツ振興に貢献した者(以下「スポーツ功労者」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 横瀬町のスポーツ振興に寄与し、その功績が大であること。
- (2) 同一競技に30年以上携わり、他の模範となる者であること。
- (3) これまでに同じ表彰を受けていないこと。

2 スポーツ功労者の推薦は、スポーツ功労賞候補者推薦書(様式第1号)により行うものとする。

(スポーツ優秀選手)

第5条 優秀選手賞の候補者は、一般の部及び高校生以下の部(個人又は団体)に区分し、前年の9月1日から翌年8月31日までに顕著な成績を収めた競技者(以下「スポーツ優秀選手」という。)のうち、横瀬町に在住、在勤及び在学又は横瀬町出身者で、次の各号のいずれかに該当し、他の模範となる者とする。ただし、選考委員会が認めた場合は、この限りでない。

(1) 一般の部(高校生以下の部に該当する場合を除く。)

ア 埼玉県大会(県民総合スポーツ大会(市町村対抗総合優勝制を行う競技部門)及び関東予選、国体予選の大会又は全県に及ぶこれらと同等以上の大会をいう。)において優勝した者であること。

イ 関東、東日本大会(関東全域、東日本全域が参加し、かつ埼玉県予選を経る大会をいう。)において3位以内に入賞した者であること。

ウ 全国規模の大会(国民体育大会をはじめ、全国に及ぶ規模の大会で、かつ予選を経る大会をいう。)において6位以内に入賞した者であること。

エ 国際大会(オリンピック大会及び世界選手権大会等をいう。)へ出場し、優秀な成績を収めた者であること。

(2) 高校生以下の部

ア 埼玉県大会(県民総合スポーツ大会(市町村対抗総合優勝制を行う競技部門)、学徒総合大会、関東予選、国体予選の大会又は全県に及ぶこれらと同等以上の大会をいう。)において3位以内に入賞、又は埼玉県代表として上位大会に出場権を得る入賞した者であること。

イ 関東、東日本大会(前号イに同じ)において6位以内に入賞した者であること。

ウ 全国規模の大会(前号ウに同じ)に出場し、優秀な成績を収めた者であること。

エ 国際大会(前号エに同じ)へ出場し、優秀な成績を収めた者であること。

2 スポーツ優秀選手の推薦は、スポーツ優秀選手賞推薦書(様式第2号)により行うものとする。

(スポーツ功労団体)

第6条 スポーツ団体功労賞の候補団体は、多年にわたり横瀬町のスポーツ振興に貢献したスポーツ団体(以下「スポーツ功労団体」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) スポーツ振興のため20年以上にわたり交流大会等の競技大会を主催していること。
- (2) 成績が優秀で、他の模範となる団体であること。
- (3) これまでに同じ表彰を受けていないこと。

2 スポーツ功労団体の推薦は、スポーツ団体功労賞候補団体推薦書(様式第3号)により行うものとする。

(推薦)

第7条 前3条に係る推薦は、自薦他薦を問わないものとする。

(選考)

第8条 第4条から第6条の規定により推薦書が提出された場合は、選考委員会において当該スポーツ賞を決定する。

- 2 優秀選手賞の候補者が、第5条第1項に規定する期間内に、同一競技種目で複数の選考対象となる成績を収めた場合は、最上位の成績のものを選考対象とする。
- 3 優秀選手賞の候補者が、過去に同一大会において、同一競技種目かつ同一部門において、優秀選手賞を受賞したことがある場合は、選考対象から除外する。ただし、選考委員会が認めた場合は、この限りでない。

(表彰)

第9条 スポーツ賞の表彰は、賞状と記念品を贈呈する。

- 2 前項の規定は、優秀選手賞において団体が表彰される場合は、該当する構成員全員に賞状と記念品を贈呈する。
- 3 表彰式は、横瀬町民体育祭において行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

(スポーツ賞の取消)

第10条 スポーツ賞を受賞した後に、次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において当該スポーツ賞を取り消す。

- (1) 虚偽等の不正な手段により受賞したとき。
- (2) 推薦書の内容に錯誤があり、第4条から第6条までの規定に該当しないことが発覚したとき。
- (3) スポーツ賞を辱める行為を行ったとき。

2 スポーツ賞を取り消された受賞者は、速やかに賞状と記念品を返還しなければならない。

(事務の所掌)

第11条 スポーツ賞にかかる事務は、教育委員会が所掌する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委告示第3号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委告示第7号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年教委告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。